㈡　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用除外となる電気事業法の電気事業の用に供した場合につき、同法の発電事業者に該当する事業者のうち、同法の小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者若しくは特定送配電事業者のいずれかに該当するもの又は大規模な発電を行うものが発電の用に供した場合とすることとした。（租税特別措置法第一〇条の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）

㈢　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の三、第四二条の六及び第六八条の一一関係）

(1)　対象資産から器具備品を除外する。

(2)　特定生産性向上設備等についてその取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の一〇〇分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供したものについては、一〇〇分の一〇）相当額の特別税額控除との選択適用ができる措置を廃止する。

(3)　特別税額控除額について、本制度、左記㈦の制度及び左記㈥の制度の特別税額控除措置と合計して当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

㈣　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から平成三一年三月三一日までの間に、その事業者の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、一定の規模のものをいう。以下同じ。）の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物等及び構築物（以下「特定事業用機械等」という。）の取得等をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したときは、その取得価額（その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械等の取得価額の合計額が一〇〇億円を超える場合には、一〇〇億円にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の一〇〇分の四〇（建物等及び構築物については、一〇〇分の二〇）相当額の特別償却とその取得価額の一〇〇分の四（建物等及び構築物については、一〇〇分の二）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。（租税特別措置法第一〇条の四、第四二条の一一の二及び第六八条の一四の三関係）

㈤　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が取得等をした特定建物等の税額控除限度額をその取得価額の一〇〇分の四（その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、一〇〇分の七）相当額とし、これまでの税額控除割合を維持することとした。（租税特別措置法第一〇条の四の二、第四二条の一一の三及び第六八条の一五関係）

㈥　特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度における地方事業所基準雇用者数に係る措置について、地方事業所税額控除限度額を次に掲げる金額の合計額（改正前二〇万円（基準雇用者割合が一〇〇分の一〇以上であること等の証明がされた場合には、五〇万円）にその事業者の適用年度の地方事業所基準雇用者数（その適用年度の基準雇用者数を上限とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額）とすることとした。（租税特別措置法第一〇条の五、第四二条の一二及び第六八条の一五の二関係）

(1)　三〇万円（基準雇用者割合が一〇〇分の一〇以上であること等の証明がされた場合には、六〇万円）に、その適用年度の地方事業所基準雇用者数のうちその事業者が受けた地域再生法の認定に係る特定業務施設においてその適用年度に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数（以下「特定新規雇用者数」という。）に達するまでの数を乗じて計算した金額

イ　その事業者との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと。

(2)　二〇万円（基準雇用者割合が一〇〇分の一〇以上であること等の証明がされた場合には、五〇万円）に、その事業者が受けた地域再生法の認定に係る特定業務施設においてその適用年度に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日においてその特定業務施設に勤務するものの総数（その適用年度の地方事業所基準雇用者数を上限とする。）として証明がされた数（以下「新規雇用者総数」という。）から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の一〇〇分の四〇相当数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額

(3)　一〇万円（基準雇用者割合が一〇〇分の一〇以上であること等の証明がされた場合には、四〇万円）に、新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の一〇〇分の四〇相当数を超える部分の数を乗じて計算した金額

㈦　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、特別税額控除額については、本制度、右記㈢の制度及び左記㈥の制度の特別税額控除措置と合計して当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五の二、第四二条の一二の三及び第六八条の一五の四関係）

㈥　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

中小企業者等（右記㈢の制度の中小企業者等又は右記㈦の制度の中小企業者に準ずるもので青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等に該当するものをいう。）が、平成二九年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及び一定のソフトウエアで、経営力向上設備等に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定経営力向上設備等」という。）の取得等をして、その中小企業者等の営む事業の用（右記㈢の制度の指定事業の用又は右記㈦の制度の指定事業の用に限る。）に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の一〇〇分の七（一定の中小企業者等がその事業の用に供したものについては、一〇〇分の一〇）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については、本制度、右記㈢の制度及び右記㈦の制度の特別税額控除措置と合計して当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、税額控除限度超過額については一年間の繰越しができることとした。（租税特別措置法第一〇条の五の三、第四二条の一二の四及び第六八条の一五の五関係）

㈨　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、次に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ次に定める見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条の五の四、第四二条の一二の五及び第六八条の一五の六関係）

(1)　中小企業者等　税額控除限度額を雇用者給与等支給増加額の一〇〇分の一〇相当額（平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が一〇〇分の二以上であることとの要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増